

## 新型コロナウイルス感染症への対策を求める意見書

令和元年十二月以降、中華人民共和国湖北省武漢市において、新型コロナウイルス感染症の発生が報告されて以来、我が国においても被害が拡大し、国民の健康はもとより、経済の停滞など社会全体に悪影響を及ぼしています。本区におきましても、飲食店をはじめ、中小の事業者に深刻な打撃を与えています。また、政府が全国の小中高등학교に向けて一斉休校を要請したことや三月十一日の世界保健機関による世界的大流行になっているとの認識、また同十四日には新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（以下、特措法という）が施行されたことなどを踏まえ、今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るとともに、国民の健康と生活を守るために、万全の対策を講ずることが求められます。

よって、中央区議会は、総意をもって、政府に対し早急に次の事項を実現するよう、強く要望します。

### 記

- 一 PCR検査体制の更なる拡充及び重症化させないための医療提供体制の充実
- 二 検査キット、ワクチンや治療薬の早期開発
- 三 中小企業の事業継続並びに雇用の維持と従業員等の収入の安定への対応
- 四 学校教育活動の再開に向けた支援制度の充実
- 五 高齢者施設等における感染予防対策の支援
- 六 迅速かつ正確な情報提供及び事態の収束を見据えた海外に向けての正確な情報発信
- 七 地方自治体との連携強化
- 八 科学的根拠の明確化と専門家の意見聴取に基づく緊急事態宣言の発動
- 九 私権制約を最小限とする特措法の適切な運用

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

令和二年三月三十日

東京都中央区議会議長

押田 まり子

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
文部科学大臣

あて